

玖珠町在住の65歳以上の皆さま、ご家族の皆様へ

シニア世代のスマートフォン等の 端末購入を支援します

今年度も
行います！

新型コロナウイルス禍での“新しい生活スタイル”を見つげるための、スマートフォン・タブレットの購入支援制度です

【対象者】以下の要件を満たす方

- (1) 町内に住所を有し、購入・申請時点で65歳以上の方
- (2) 非営利かつ自ら使用する目的で端末を購入された方
- (3) 町税を滞納されていない方

※玖珠町の配信するコンテンツ（玖珠町アプリ等）を活用いただける方

【補助条件】

- (1) 補助対象経費 スマートフォン、タブレットの端末購入経費
（事務手数料、付属品及び周辺機器等は除く）

補助率 10/10（限度額2万円まで）

対象期間：令和3年4月1日（木）以降に購入したもの

申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年3月10日（水）※必着

※予算に限りがあります。購入後、速やかに申請願います。（申請順）

○補助金活用の流れ

- ① 携帯ショップ等でスマートフォン・タブレット等端末を購入する
- ② 申請書、必要書類（領収書等、写真、本人確認書類）を役場へ提出
- ③ 指定口座に補助金が振り込まれる

※分割払いの場合でも補助対象となります。購入代金のわかる明細書を添付ください。

※端末の利用には別途通信料が発生します。携帯ショップ等で通信料金をご確認の上、ご検討下さい。

※補助金の活用はお一人様1回です。昨年度活用された方の再申請はご遠慮願います。

【申請書類・添付書類】

- ① 申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
 - ② 町内に住所を有し、購入・申請時点で65歳以上であることを確認できる書類
（運転免許証、マイナンバーカードなどの写し）
 - ③ 誓約書（様式第2号）
 - ④ 対象経費を支出したことが確認できる書類（領収書又は明細書の写し、写真）
 - ⑤ 町税完納証明書
 - ⑥ 振込口座の通帳の写し（支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所）
- ※申請書等は玖珠町ホームページから取得してください。取得が困難な場合は、玖珠町役場に設置しています。

【提出先（郵送先）】※新型コロナ禍のため、できるだけ郵送願います。
〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5 玖珠町役場 企画商工観光課
持込みの方の受付時間：平日午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

【お問い合わせ】玖珠町役場 企画商工観光課

デジタル化推進班 TEL：0973-72-7153